

法人情報（法第5条第2号）についての検討資料

要件の解釈、運用 1

「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」
の要件の解釈、運用に問題はあるか。

- 1 利益を害するおそれの判断は、主観的基準ではなく客観的基準によつた答申の例 1
- 2 「おそれ」があると判断するには蓋然性が求められるとした答申の例 2
- 3 内部管理情報（口座番号、印影等）が争われた判決・答申の例 2
- 4 財務情報、信用情報が争われた判決・答申の例 4
- 5 企業秘密・ノウハウが争われた答申の例 6
- 6 行政処分、行政による調査等の対象法人の情報について争われた答申の例 9

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の要件の解釈、運用に問題はあるか。

- ・答申の例 13

いわゆる任意提供情報 16

第2号ロが安易に適用されていないか。

「当時の状況等に照らして合理的である」ことの要件の解釈が、法の趣旨に沿って的確に行われているか。

- 1 第2号イ及びロの該当性が争われた答申の例 17
- 2 いわゆる任意提供情報について争われた答申の例 17

論 点

要件の解釈、運用

「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の要件の解釈、運用に問題はあるか。

「おそれ」の要件の有無については、法人情報の性質、取扱いが多種多様であることから、個別具体の状況に応じて総合的に判断をせざるを得ないところがある。

法人の口座番号や代表者の印影などの内部管理情報については、広く知られ得る状態に置いているか、偽造などの悪用されるおそれがあるかなどが判断要素とされている。

金融取引などの財務情報については、公にすることが予定されているかなどが判断要素とされている。

企業ノウハウ情報については、厳重に管理されているか、公にすることにより同業他社の利益に資するおそれがあるかなどが判断要素とされている。

行政処分などの対象法人名などの情報については、別の公開制度の有無、法令違反の重大性、正当な社会的イメージなどが判断要素とされている。

上記のように法人情報の分類に対応した判断基準が答申及び判決により示され、それらが蓄積されつつある。

- 1 利益を害するおそれの判断は、主観的基準ではなく客観的基準によるとした答申の例

◆ 2号イ該当性を否定した例

情報公開法5条2号イとしての情報は、「主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合を指すと解すべきである」(最高裁判H13.11.27(条例に基づく決定に対する判決)を引用)

被告は、営業上、経営上又は財務上の秘密に関する事項であれば、具体的な不利益を生ずるおそれを論ずるまでもなく、経験則上、正当な利益を害するおそれがあるというが、そのような経験則が存在するとは考えられない。情報公開法の趣旨、目的を考慮すると、形式的に営業上、経営上又は財務上の秘密に属する情報に当たれば、その全てが非公開と解するのは相当ではない。当該情報の性質、内容、公に

されている情報との関連性、これらを取り巻く具体的情勢などを総合考慮した上、前掲最高裁判例の示す客観的おそれの有無にしたがい、その充足性を判断するのが相当である。本件の事実によれば、融資予定金融機関名が公開されても、外部からの詮索や非難を招くことは考え難く、協会との信頼関係が損なわれたり、その資金調達に支障をきたすおそれが客観的に存在するとは認められない。

(名古屋地判 H13.12.13「2005年日本国際博覧会協会長期借入金の承認12年度」と題する文書の開示請求に対して行われた一部開示決定に関する件)

2 「おそれ」があると判断するには蓋然性が求められるとした答申の例

◆ 2号イ該当性を否定した例

「法5条2号イは、「公にすると、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定しているが、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的判断に値する蓋然性が求められると解される。

(略)諮問庁は、本件産廃施設は産廃業者及び地域住民の双方にとって極めてセンシティブな問題であり、仮に本件対象文書がすべて明らかにされた場合には、このことに端を發し、新たな紛争等が発生する蓋然性が高く、施設の建設工事の差止請求等にまで発展するおそれが否定できないと考えられるので、不開示部分の開示は、産廃業者の営業の自由等正当な権利を阻害するおそれがあると認められる旨主張する。しかしながら、本件対象文書の開示とはかかわりなく、既に地域住民による産廃施設建設差し止めを求める仮処分申請が現に提起されているところ、文書の開示により新たな紛争等が発生する蓋然性が高いとは認められない上、紛争が発生するおそれがあること自体が、直ちに法人の正当な利益を害するとまでは言えない。」

(審査会答申 14-231「特定の産業廃棄物処分業者が産業廃棄物処理施設の設置不許可を不服として厚生大臣に行った審査請求に係る一切の公文書に関する件」)

3 内部管理情報(口座番号、印影等)が争われた判決・答申の例

◆ 口座番号について2号イ該当性を認めた例

「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無は、その情報の性格や法人等の性格等に応じて判断されるべきであると解される。

一般に、法人等の振込先金融機関名、預金種目、口座番号等は、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、これらの内部管理情報につき、当該法人等は、開示の可否及びその範囲を自ら決定することのできる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有しているという

べきである。また、金融情報は、第三者に知られることによって、悪用され、当該法人等の金融上の営業秘密等が流出してしまうおそれもあるというべきである。一般的な飲食業者等のように、不特定多数の者が新規にその顧客となり得、通常、自らの口座番号等が多くの顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているような事情が存在するといった場合は、例外と考えるべきであるが、そのような例外を除けば、上記のような金融情報は一般的に十分保護されるべきである。」

(東京地判 H15.9.16「平成14年2月25日防運第1501号で開示決定された「テロ対策特措法に基づく自衛隊部隊の活動実績について(14・1・16)」に記載された米英艦艇に対する給油約2万5千KLの油の購入費用にかかる支払い決議書及び当該文書支払いに係る請求書兼領収書に関する件」(参照:最判 H14.9.12))

◆ 飲食業者の口座番号を開示すべきとした判決の例(熊本県条例関係)

「被告は、口座番号は、法人等又は事業を営む個人の内部管理に関する情報であり、一般に秘密性が高い旨主張する。

しかしながら、たしかに、右情報は内部管理に関する情報ではあるが、通常、右情報は飲食業者が秘密に管理しているような性質のものではないし、右情報は、その体裁からみて一般的に発行しているものと認められる飲食代金等の請求に記載されている事項に過ぎないことを考慮すると、その開示によって、債権者である飲食業者等が不測の不利益を被り、その事業活動が損なわれると認めることはできない。」

(熊本地判 H10.7.30「文書開示拒否処分取消請求事件」(同趣旨:仙台地判 H8.7.29))

◆ 法人代表者の印影について2号イ該当性を認めた例

要望書、陳情書等中の、司法書士会、漁業組合、商工会及び観光協会等の法人の「代表者の印影は、認証的機能を有しており、実社会において重要な役割を果たしているのであるから、これが公開されると、偽造等によって、当該法人に財産的損害等を及ぼすおそれがあるということが出来る。

もちろん、法人等の代表者印は、取引行為等で使用されれば、その相手方に印影が開示されており、相手方を通じて更に第三者に印影に係る情報が伝播する可能性もないとはいえない。しかし、これらは、当該法人等の意思あるいは当該法人等と相手方間の慣習や信頼関係によって律されるべき問題であり、印影の有する前記性質や印影は一般に公開されることを欲しない情報であって、内部情報として、当該法人等自身が管理しているものであること(公知の事実である。)に照らせば、前記のような伝播の可能性があることをもって、法人等の印影に関する情報が、その

性質自体から公のものであるとか、広く知られる状態に置かれているものであるということはできない。また、本件の折衝の際に、法務局側に提出した書類に押印されているからといって、一般市民にまで広くこれを公開することを、当該法人等が予想・容認していたと認めるに足りる証拠は存しない。」

(東京地判 H15.9.5「行政処分取消請求事件」(水戸地方法務局波崎出張所に関する登記所適性配置折衝記録))

◆ 法人代表者の印影について2号イ該当性を認めた例

「法人の代表者の印影は、公にした場合に正当な利益を害するおそれがあるかどうか、当該印影の性質・形状や使用されている状況などから個別に判断する必要がある。本件対象文書を見分したところ、当該印影は、資金借入申込書の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、これにふさわしい形状のものであって、特定の事務等に限定して用いられるものとして、むやみに公にしていないものと認められる。

したがって、当該印影は、公にすることにより、特定学校法人の各種書類の作成等に悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められるので、不開示とすることが相当である。」

(審査会答申 16-(独)12「特定学校法人に係る平成7年度日本私学振興財団借入申込書等に関する件」)

4 財務情報、信用情報が争われた答申の例

◆ 財務情報(当期末処理損失の金額)について2号イ該当性を否定した例

「商法283条3項及び166条4項(現行法の同条3項)の規定により、株式会社の貸借対照表又はその要旨は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて公告することを要するものとされている。株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則50条の規定によれば、小会社の場合であっても、貸借対照表の要旨には欠損金及び当期損失を記載することとされている。また、同法282条2項の規定により、株主又は会社の債権者は、株式会社の貸借対照表、損益計算書等の閲覧を求め、又は謄本若しくは抄本の交付を求めることができることとされている。

審査請求人の顧客である互助会の会員は、婚礼又は葬式のための便益の提供等割賦販売法施行令別表二に定める指定役務の提供に先立って、その対価の全部又は一部を支払っていることから、商法282条1項の「会社の債権者」に該当することとなる。欠損金及び当期損失を記載している貸借対照表の要旨が公告を要するものと定められていることに加え、契約件数が何万件にも及ぶ審査請求人には、これら

多数の会社の債権者に対して、請求があれば貸借対照表及び損益計算書の謄本等を交付することが義務付けられており、かつ、審査請求人はこれら債権者が当該貸借対照表及び損益計算書を第三者に交付することを防止する権利を有していない。このような状況を踏まえれば、当期末処理損失の金額は、公にすることが予定されているものと言うべきである。このため、本件のような多数の会員を相手にする前払式特定取引業を営む者の貸借対照表及び損益計算書が開示され、そこに記載されている当期末処理損失の金額が公になったとしても、法5条2号イに定める「当該法人の正当な利益を害するおそれ」があるものとは認められない。」

(審査会答申13-67「前払式特定取引業を営むものの決算報告書等に関する件」)

◆ 財務情報(残高証明書)が開示とされた例(埼玉県条例関係)

「商法上、株式会社において株主総会の承認の対象とされている貸借対照表、損益計算書等の計算書類(商法二八三条一項) 株主及び会社の債権者が閲覧、謄写することのできる右書類及び附属明細書(同法二八二条、二八一条)は、いずれも融資を受けている金融機関ごとの預金残高まで細分化して記載することは要求されておらず(株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附則明細書に関する規則参照) また、その閲覧等を行うことができるのは当該会社の株主及び債権者に限定されるから、当該事業者と金融機関との具体的取引関係及び資金関係が記載されている本件残高証明書の内容が一般に公開されているということとはできない。」

(浦和地裁H9.7.14(控訴審も同旨)「行政情報非公開決定処分取消請求事件」)

◆ 経理情報について2号イ該当性を認めた例

「学校法人の経営に要する経費の内容は、その法人の経営状態を表すものであるとともに、その法人の経営方針や経営戦略を示すものであることから、このような経費に関する情報を、どの程度まで開示すべきかについては、これを開示することによって生じるその法人の不利益と学校法人の公的性格との兼合いをめぐって、慎重な検討を要する問題である。

学校経費調査票は、各学校法人が設置する学校の経営状況の実態を詳細に把握するために、学校法人会計基準第4条に定める計算書類の様式に従って、科目が設定され、大学は学部ごとに、短期大学は学科ごとに作成されるものであり、法人全体の数値が記載されるものではなく、会計基準によって区分された部門ごとの内訳に相当する詳細な数値が記載されている。これらは、法人全体の計算書類の附属内訳表を構成する詳細な数値に相当するものであり、当該学校法人の経営方針や経営戦略をより深く窺い知り得る内容のものであることから、これらを開示すると学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。」

(審査会答申 13-52「私立大学等実態調査票に関する件」)

◆ **金融取引に関する情報について2号イ該当性を認めた例**

「一般に、特定の法人が金融機関からどのような融資を受けていたかなどの金融取引に関する情報は、法人の事業の中でも取り分け重要かつ機微な情報で、事業の根幹に触れる秘匿されるべき情報である。」さらに、検査報告書には、これら取引先法人の信用状況に関する評価が赤裸々に記述されており、こうした情報はいずれも公にすることにより、当該取引先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと言うべきであり、法5条2号イに該当するものと認められる。取引先企業が何らかの形で破綻している可能性もあるが、この場合であっても、破綻後の法的整理が途中の場合など関係者に不測の損害を及ぼすおそれがあることから、やはり同号イに該当すると解される。また、取引先企業の名称などを不開示にしたとしても、取引先法人に関する情報と当時の新聞報道など既に公になっている情報を照合することにより、当該法人が相当程度特定ないし推測される可能性がある。」

(審査会答申H15-343「幸福銀行に関する検査報告書等に関する件」ほか)

5 企業秘密・ノウハウが争われた答申の例

◆ **企業ノウハウについて2号イ該当性を認めた例**

「本件医薬品は、有効成分の化学構造が未詳である経口医薬品という点において特異なものであり、当該有効成分の消化管吸収を証明することを目的として本件医薬品の製薬企業が開発した試験方法における不開示主張部分は、当該試験方法の具体的な条件等当該企業の独自のノウハウであり、前例のない極めて独自性の高い情報と認められる。」

また当該企業は、当該方法については、「多大な費用及び時間をかけて考え出した重要な企業ノウハウを含む試験方法であって、本件医薬品の承認申請に係る関係資料を機密書類として保管し、閲覧又は複写に当たっては、許可願の提出及び管理者の立合いを要する等、厳重に管理しているとしている。」

したがって、「不開示主張部分が公になれば、本件医薬品又は有効成分の化学構造が未詳である経口医薬品の後発品について、後発品製薬企業が苦勞することなしに、容易に同様の手法を用いて薬物動態試験等を行い、薬事法に基づく承認申請を経て、承認を取得するおそれがあり、当該後発品の大幅な開発期間の短縮、開発費用の低減等につながる可能性もあると考えられる。仮にこのようにして、本件医薬品の後発品が承認され、販売が行われるようになった場合、従来後発品が存在しなかった本件医薬品の製薬企業にとって、本件医薬品の製造・販売に与える影響は大

きく、多大な損害を被るおそれがあると認められる。」

(審査会答申 H14-469「医薬品製造承認事項一部変更承認申請に係る資料概要に関する件」)

◆ **事業場の見取り図などについて 2号イ該当性を否定した例**

諮問庁の「主張の要旨は、本件対象文書には、調査の対象となった事業者の特殊な製造工程、安全管理体制など、企業独自のノウハウについて記載がなされており、これを公にすることにより、当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらを公にすることにより、事業者の競争上の地位を害するおそれがあるというものである。

しかし、本件事案については、被災状況を再現することを目的とした事故再現図及び発生場所周辺の写真や図であり、事業者独自の機械及びその配置並びに特殊な製造工程等が詳細に記述されているものではない。よって、これらを公にした場合に、製造工程の効率化等企業ノウハウまで明らかとなるものではなく、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。」

(審査会答申 H14-236「特定造船会社の事故に関する災害調査復命書に関する件」)

◆ **顧客名簿について 2号イ該当性を認めた例**

「諮問庁は、本件対象文書は経営基盤、経営戦略の基となる顧客名簿であり、当該文書が公にされた場合には経営状態が容易に把握され、また、たとえ愛知県社会保険労務士会会則等で業務侵害、不当競争を禁止しているからといって、事実上、当該文書を利用した不当な業務侵害が行われるおそれがないとは言えない旨主張する。

一方、審査請求人は、独占的業務については、愛知県社会保険労務士会会則等で信義に反する業務侵害、不当競争を明示的に禁止しており、独占的業務とされていない相談指導業務についても、受託している独占業務を通じて各個別事業所の実態にあった高度かつ専門的サービスを提供し得るものであるから、本件対象文書が公にされたとしても、当該社会保険労務士の権利利益は十分確保され、むしろ取扱事業所一覧表が開示であるからこそ不当競争が生じていると主張する。

本件対象文書を見分した結果、当該文書には、社会保険労務士を個別に特定することができる情報(会員番号、氏名、事務所所在地、電話番号)及び受託事業所を特定することができる情報(事業所の名称、健康保険の記号番号、被保険者数)が記載されており、実質的には諮問庁のいう顧客名簿そのものであると認められるものである。顧客名簿は、事業を営む者にとって経営の要とも言える機密情報であり、その内容から経営状態、信用度合い、経営戦略等、事業にかかわる様々な内容を把握し得るものである。したがって、これらの情報は、その性質上、公にすることに

より、当該社会保険労務士の営業上の利益を害するおそれのあるものである上、他の社会保険労務士がこれらを利用して不当な顧客開拓を行うおそれもあることからすると、これを公にした場合、本件対象文書を提出した社会保険労務士の正当な利益を害するおそれがあると言え、法5条2号イの不開示情報に該当するものと認められる。したがって、上記記載部分を中核とする本件対象文書は、不開示とすることが相当である。」

(審査会答申 H14-389「刈谷社会保険事務所管轄分「取扱事業所一覧表」に関する件」)

◆ 原材料の調達に関する情報について2号イ該当性を認めた例

「本件対象文書を見分したところ、不開示とされた「企業名」の欄にはMA(ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意(平成6年)に基づき、我が国が米について、基準期間(昭和61年から63年まで)の国内消費量の一定割合に該当する数量の外国産米を輸入するもの)米を購入した会社等の法人の名称及び事業を営む個人の氏名(以下「企業名等」という。)が具体的に記載されており、これを公にするとすれば、既に原処分でMA米の購入数量が開示されているので、当該事業者が原材料としてMA米を使用していること及びその購入数量の合計が明らかとなることとなる。このような情報は、原材料の調達に関する情報であり、米菓類、味噌、米穀粉、しょうちゅう乙類等の加工を行う事業者がそれぞれの製品の品質及び価格に大きな影響を及ぼす原材料の調達をどのように行っているかということを示すものであり、MA米の購入が事業者の自由な判断の下に行われている実態を踏まえると、たとえ原材料の調達の一部の情報であったとしても、それぞれの事業者にとっては製品製造のノウハウや経営方針そのものに関する情報ということができ、通常公にされるものではないと認められる。」

(審査会答申 H15-731「平成14米穀年度加工原材料用ミニマムアクセス米企業別販売実績に関する件」)

◆ 申請に係る年間売上予想額について2号イ該当性を認めた例

「諮問庁の説明によれば、日本自転車振興会は、場外車券売場設置希望者に対して、競輪界の状況を踏まえて適切な内容の売場が設置できるよう、場外車券売場概要及び設置手順、関係法令等の解説を行い、「競輪又は他競技との競合状況」、「施行者との関係等円滑な運営の可能性」、「公営競技に係る者としての適格性」等を勘案しつつ、必要な助言・調査・情報提供等を行っているとのことである。また、情報提供する内容及び方法としては、これまでに設置された場外車券売場に関する「車券売上額」、「利用者数」、「発売日数」、「1日平均車券売上額」及び「1日平均利用者数」の実績値について日本自転車振興会が年度単位で統計資料を作成してい

ることから、それらを閲覧に供しているが、審査請求人が主張するような車券売上見込みや来場者数の予測等に関するものについては、設置許可申請者が、予測に当たって、日本自転車振興会が閲覧に供している実績値を参考にしているとしても、全体としてそのような数値をどのように組み合わせて、どう推定するかということについてはすぐれて企業としてのノウハウに関するものであり、設置許可申請者固有の情報であることから、一般に公表していないと説明している。

さらに、ホームページには、既存の場外車券売場の場所、交通手段、入場料といったファンが知りたいと思われる情報が記載されているのみであり、統計資料に記載された情報や場外車券売場ごとの詳細な情報についてはホームページには掲載されていないとしている。当該文書に記載されている年間車券売上予想額及び1日平均車券売上予想額の具体的な数値は、設置許可申請者が日本自転車振興会による情報提供や助言を参考にしつつ、地域特性を考慮しながら、周辺の成人男子人口、平均ファン化率、推定来場者数、年間開催日数等を勘案して独自に算出したもので、当該設置許可申請者の事業活動に関する内部情報であり、通常公にされていない情報であると認められる。

また、当審査会において日本自転車振興会のホームページを確認したところ、当該ホームページには、既存の場外車券売場の場所、交通手段、入場料等の情報が記載されているのみであり、上記統計資料に記載された情報や場外車券売場ごとの詳細な情報についてはホームページには掲載されていないと認められる。したがって、年間車券売上予想額及び1日平均車券売上予想額の具体的な数値は公にされておらず、これらの情報が公にされた場合、他の場外車券売場設置予定者等により利用されるおそれがあるなど法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに規定する不開示情報に該当すると認められることから、不開示としたことは妥当である。」

(審査会答申 H16-148「特定の場外車券売場の設置許可申請書及び大臣への進達文書一式に関する件」)

6 行政処分、行政による調査等の対象法人の情報について争われた答申の例

◆ 営業停止処分について2号イ該当性を否定した例

「営業停止処分の手続における公開の聴聞制度については、(略)公平かつ公正な審理を担保するための制度とは言え、それに付随する効果として、何人も、いかなる業者がいかなる法令違反により、行政処分が検討されつつあるのかについて知りうる立場にあること、また、警備保障新聞等においては、公開の聴聞制度を活用し、取材活動等により、営業停止処分を受けた業者名を把握し、実際に報道していること、さらに、需要者である国民保護の視点に立てば、警備業務に関し契約を締

結する業者が営業停止中であるか否かにつき、これを確認する手段が確立されていないのは相当ではないと判断されること等を考慮すれば、自ら悪質かつ重大な法令違反に及んだ警備業者に対する一定の行政処分が公にされることは受任すべき範囲内のものであると判断される。」

(審査会答申H14-58「警備業者に対する行政処分に関する件」)

◆ 労災かくしについて2号イ該当性を認めた例

「本項は、職員による労災かくしの把握事例を具体的に示すものであり、諮問庁は都道府県名、業種、労働者数、事案発覚年月日及び措置年月日を開示することとしている。

「事業場名及び請負関係欄」については、事業場名がイニシャルで表記され、また「建業」、「造園」、「建材」といった具体的な商号の一部を示していることから、開示することとしている都道府県名、業種、労働者数、事案発覚年月日及び措置年月日等を併せ考えれば、個別の事業場名が明らかになるおそれがあるものと認められる。

しかしながら、当該事業場が、開示の時点においては既に刑事罰を受け、あるいは是正勧告を受けて、法違反が是正されていること、また、本表に記載された措置状況は、あくまで労働基準監督機関での措置であり、送検したからといって、必ずしも起訴され罰則が科せられるものではなく明確に法違反であると認定されているものではないことを考えれば、事業場名を公にした場合、当該事業場の正当な利益を害するおそれがあると認められる。」

(審査会答申H14-237「労災かくし排除等に関する通達及び実施文書に関する件」)

◆ 行政指導を受けたことについて2号イ該当性を否定した例

「労働基準監督機関は、労働基準関係法令の適正な運用及びその確保の観点から、幅広く臨検監督等を行っており、およそ事業者として事業活動を行い労働者を使用していれば、当該監督を受ける頻度等に差はあるものの、当該監督の結果行政指導を受けあるいは当該指導に基づき報告を行うことは、必ずしもまれなものではない。このような状況を踏まえれば、労働基準監督機関から行政指導が行われたという事実あるいは当該指導に基づき報告をしたという事実のみでは、直ちに社会的イメージの低下を招き、求人活動等に影響を及ぼすおそれや取引会社との間で信用を失うおそれがあるなど、当該会社の正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められない。」

(審査会答申H14-379「平成13年4月～12月に横浜北労働基準監督署が特定会社に出した行政指導文書及び同社からの是正報告書に関する件」)

◆ 行政文書に関する文書について2号イ該当性を認めた例

「本件事案は、平成11年当時、特定学校法人が経営する電気工事士の養成施設として指定を受けた特定専門学校について、匿名の投書及び実名での告発文書が通商産業大臣に送付されたことを契機とし、中国通商産業局（現中国経済産業局。以下同じ。）における検討及び調査の結果を踏まえて特定学校法人側に必要な対応を執るよう求めたものである。」

匿名の投書の具体的内容ないし特定学校法人が行った調査の内容及び行政庁の指導等に対する特定学校法人の対応状況の各記述には、「特定学校法人に関し、どのような投書が出され、それに対して、行政庁が、いつ、どのような点に着目してどのような調査を行い、その結果、特定学校法人に対してどのような対応を求めたかが分かる当該法人に関する情報（以下「本件詳細情報」という。）が含まれており、本件詳細情報については一般に広く明らかにされているものとは認められない。本件詳細情報を特定学校法人の名称等その特定につながる情報と共に明らかにした場合、特定学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないものと言うことができるので、本件詳細情報はいずれも法5条2号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

（略）特定学校法人のような専門学校における学校運営に種々の問題が認められた場合に、悪質性の高いものについては、その違反者名又は違反内容を公表するということは考えられないことではない。しかし、審査請求人は、当該行政指導に従い、必要な措置について対応済みであり、その後4年以上経過していることなどを考慮すると、本件詳細情報が現時点で改めて公になれば、当該特定学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。」

（審査会答申H15-688「特定専門学校における授業の改善等に関する件」）

◆ 障害者雇用率未達成企業名一覧について2号イ該当性を否定した例

「各審査請求人のうちには、未達成企業名を開示した場合、各企業の障害者雇用率が明らかとなり、当該企業の社会的なイメージや信用度が低下するおそれがあり、当該企業に対するボイコット運動や非難などの社会的制裁が行われることとなると主張する者がいる。

当審査会は、既答申において、法定雇用率を満たしていないという事実が直ちに悪質な法違反となる事業者名を公表することとなるものではないこと及び法定雇用率を満たしていないことから直ちに障害者の雇用に消極的であるとまでは言えないこと、さらに、法定雇用率を満たしていない企業に対するボイコット運動等の組織的行動がとられ、当該企業が被害を受けたという具体的事案を諮問庁は把握しておらず、社会的制裁が行われるという主張は単なる推測にすぎないものと認められることなどから、各未達成企業名及びその障害者雇用率を開示しても、法5条2

号イの当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないと判断したところであり、既答申の判断を変更すべき特段の事情があるものとは認められない。」

(審査会答申 H15-240 「障害者雇用率未達成企業一覧に関する件」)

◆ **事故に関連した機械の商品名について 2 号イ 該当性を認めた例**

「当該機械の商品名は、特定の製造事業者が製造、販売及び設置している特定の機械の商品名そのものである。本件事案は特定労災事故に関して、その直接の原因が被災労働者の当該機械の操作方法のミス等の過失によるものなのか、当該機械の構造的欠陥等によるものなのかが問題となったものであるが、結局その原因が一義的にどこにあったのか明確に特定されることにはならなかったものである。このような状況を踏まえれば、当該機械の商品名が公にされた場合、当該機械が本件労災事故の直接の原因であるとともに、本件のような労災事故を生じさせる程の構造的欠陥を抱えている商品であるとの憶測を招くおそれがあり、このような事態となれば、同様の機能等を持つ機械を製造している同業他社との競争上において不利な立場に置かれることとなることから、当該機械の製造事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められ、法 5 条 2 号イに該当する。」

(審査会答申 H15-22 「特定会社に係る災害調査復命書に関する件」)

論 点

要件の解釈、運用

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の要件の解釈、運用に問題はあるか。

◆ 2号ただし書該当性を否定した答申の例

「厚生労働省が定める「医薬品の保有する情報の公開に係る開示・不開示基準」において原則開示とされているように、一般的に、医薬品の吸収、分布、代謝及び排泄に係る情報は、製造方法及び規格などのような製造・生産に係る情報と異なり、当該医薬品が生体内に入ってから、どのような挙動でどのように作用するのかを明らかにする情報であるため、適正に使用されるために医療関係者等に広く情報提供されるべきものと考えられる。

しかしながら、本件医薬品に係る不開示主張部分の情報は、臨床試験によって示された本件医薬品の有効性等を補完するため、人では実施できない本件医薬品の消化管吸収等の証明を動物を用いて行って得られたものであり、本件医薬品の人における安全使用に直接、重大な影響を与える情報とは言えず、不開示主張部分を公にすることによって保護される人の生命、健康等の利益と、当該情報を公にしないことによる当該製薬企業の利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回るとは言えない。」

（審査会答申 14-469「医薬品製造承認事項一部変更承認申請に係る資料概要に関する件」）

◆ 2号ただし書該当性を認めた答申の例

「各民間医療機関が、特定製剤を投与し、又は投与した患者を治療した当時において仮にそれが適正なものであったとしても、本件対象文書の記述からだけでは、特定製剤の投与の有無、投与や治療に至った経緯、その後の経過等の詳細が必ずしも明らかではない。したがって、その名称を公にした場合、特定製剤等の投与により、C型肝炎といういわゆる薬害を生じさせた医療機関であるとの悪いイメージを一律に持たれることは避けられない。しかも、当時のカルテは、ほとんどの医療機関で既に廃棄済みとなっていると推認されることから、医療機関自身が、当時の状況について確認することも困難となっている。

よって、医療機関の名称を公にした場合、医療という人の生命、身体に直接関係する業種であるだけに、当該医療機関で過去に治療等を受けた者が不安を訴え、あるいは現在治療等を受けている者がその内容に不信感を抱くなどして、当該医療機

関における診療等の事務に支障を来すなど正当な利益を害するおそれがあるとともに、上記のような悪いイメージに基づいてその信用が低下し、患者が減少するなど他の医療機関との競争上の地位を害するおそれがあると考えられる。したがって、民間医療機関の名称は、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。また、当該民間医療機関の特定につながる情報であるその所在地、診療科及び連絡先電話番号並びに当該医療機関の長の氏名等も、同様の理由により、同号イの不開示情報に該当すると認められる。

(略)民間医療機関の名称等及び当該医療機関の長の氏名等は、上記(3)イのとおり、法5条2号イに該当すると認められるが、異議申立人は、同号ただし書により公益開示すべき情報に該当する旨主張していることから、以下同号ただし書該当性を検討する。

(略)そこで検討すると、確かに本件対象文書に記載されている医療機関が、当時、特定製剤を投与した可能性のある医療機関のすべてではないと考えられるものの、仮にそうであったとしても、当該医療機関を受診した者だけが肝炎感染のリスクを有しているなどとの誤解が生じるとは考えられず、諮問庁の説明は採用できない。また、平成13年呼びかけに応じ、投与された事実を承知している特定製剤の被投与者は、肝炎検査を行った可能性があるものの、上記(1)ウのとおり、緊急安全性情報が配布された昭和63年6月以前に産婦人科、外科等で特定製剤を投与された患者は、医療機関から当該製剤を使用したとの説明を受けていない場合が多いと推測される。したがって、平成13年呼びかけを実施しているからといって、医療機関の名称等を開示する必要性がないとは言えない。

むしろ当時肝炎発症のおそれが十分認識されず、広く使用されていたと考えられるものであることから、当該医療機関において特定製剤を投与された患者が他に存在する可能性があること、また、そのような患者にとって特定製剤が投与された可能性を示す情報が少ないこと、さらに、上記(1)エのとおり、感染の可能性のある者にとって肝炎検査の早期実施が何より重要であるということを踏まえると、投与民間医療機関の名称を公にすることは、感染の可能性のある者にとって肝炎検査の実施の端緒となり得るものであることから、人の生命、健康等に対する被害等が発生することを防止するための必要性は極めて大きいと言える。

上記(3)イのとおり、民間医療機関の名称を公にした場合、患者が減少するなど当該医療機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものの、特定製剤を他の患者にも投与した可能性の高い投与民間医療機関については、その名称を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる投与民間医療機関の利益を上回ると認められ、法5条2号ただし書に該当し、開示すべきである。また、投与民間医療機関の所在地、診療科及び連絡先電話番号並びに当該医療機関の長の氏名等について

も、当該医療機関を特定するために必要な情報であることから、同様の理由により開示すべきである。」

（審査会答申 15-617「特定会社が特定製剤の納入に関して提出した文書に関する件」）

論 点

いわゆる任意提供情報

第2号口が安易に適用されていないか。

「当時の状況等に照らして合理的である」ことの要件の解釈が、法の趣旨に沿って的確に行われているか。

諮問庁が第2号イ及びロを同時に不開示理由と主張する例が散見されるが、審査会の答申において不開示と認められた事案においては、イに該当するためにロの該当性については判断する必要がないとされているものが割合として多い。

「当時の状況等に照らして合理的である」ことについては、公にしないことの慣行の有無が、判断要素として示されている。

1 第2号イ及びロの該当性が争われた答申の例

諮問庁による2号イ及びロに該当する旨の主張に対し、イに該当すると認められるので、同号ロについて判断するまでもないとした例

「本件対象文書につき、その全部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、同条1号、2号イ及び同号ロに該当することから不開示とすべきであるとしていることについては、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。」

(審査会答申 H16-4「特定個人に係る平成13年産生産者別出荷状況リスト等に関する件」)

(審査会答申 H14-343「訪問販売法の改正に関して通商産業省に提出された内職モニター商法に係る要望書等に関する件」)

(審査会答申 H14-389「刈谷社会保険事務所管轄分「取扱事業所一覧表」に関する件」)

(審査会答申 H16-4「特定個人に係る平成13年産生産者別出荷状況リスト等に関する件」)

(審査会答申 H16-6「豊田労働基準監督署が特定会社に対して行った行政指導に係る監督復命書に関する件」)

(審査会答申 H16-17「「e!プロジェクト」(平成13年度補正予算分)の公募に係る応募一覧等に関する件」)

(審査会答申 H16-(独)8「大阪都市計画道路淀川南岸線事業及び大阪市道高速道路淀川左岸線(2期)事業と特定鉄道交差部の施行に係る平成14年度調査・設計業務」の予備設計に関する図面に関する件」)

(審査会答申 H16-149「第11回金融再生委員会提出資料に関する件」)ほか

2 いわゆる任意提供情報について争われた答申の例

◆ 当時の状況等に照らして合理的とした例

「譲渡価額算定依頼先に関する情報について記述した部分には、監査法人名等が記載されている。民間の法人がその事業を譲渡する際に、必要な譲渡価額の算定見積りを民間の会計事務所等に依頼する場合、どこの会計事務所に依頼したか等の情報については、通常公にしないものであると認められる。本件はそのような場合に該当するものであることから、特定財団法人が当該情報の提供に当たって公にしないとの条件を付することは当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であり、また現在でもそのような条件を付することは合理的であると認められる。

また、従業員の引継ぎに関する情報について記述した部分には、従業員の引継ぎについての当時の特定財団法人の使用者側の方針が記載されているが、従業員の引継ぎは、個々の従業員の雇用に関連し、また、特定財団法人の労使関係に絡む情報であり、当時まだ確定していないものであったことから、当該情報の提供に当たって公にしないとの条件を付することは当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であり、また従業員の引継ぎについてのその後の実際の進展と照らし合わせても、現在でもそのような条件を付することは合理的であると認められる。」

（審査会答申 H15-19「特定の財団法人の一部民営化に関して通商産業省が行った行政指導等の具体的施策に関する文書に関する件」）

◆ 公にしないとの慣行の有無により 2 号口該当性が分かれた例

諮問庁の説明からみると、「調査報告書は、証券取引法 154 条の報告等の提出命令・検査権に基づいて諮問庁が入手をしたものではなく、法 5 条 2 号口の諮問庁の要請を受けて、特定証券取引所が公にしないとの条件で任意に提供した情報であることは認められる。

次に、公にしないとの条件を付すことの合理性について検討する。

調査報告書のうち、「9 調査結果」及び「別紙 1 関連会社の一覧（平成 12 年 3 月末現在）」の部分については、公表された調査報告書概要にもほぼそのまま記載され、既に公にされていることから、公にしないとの条件を維持すべき理由はないものと認められ、法 5 条 2 号口に該当しない。その余の調査報告書の本文の部分については、公表された調査報告書概要においても明らかにされていないこと、特定証券取引所とその関連会社の関係につき、設立経緯、取引の内容、関連会社の内部の問題などを調査した結果が記載されており、通常、調査した法人の内部文書として保管され、公にされないものであることから、公にしないとの条件を付すことに合理性があると認められ、法 5 条 2 号口に該当すると認められる。」

（審査会答申 H14-191「特定証券取引所の調査報告書等に関する文書に関する件」）

◆ 現在における状況も考慮して2号口該当性を否定した例

「本件のような小規模国有地の売却に関しては、売却相手方法人の事業活動上の必要性に基づいて買入れの申出が行われ、実施されることがほとんどであると認められる。本件についても、売却相手方法人が周辺の土地の売買を行っていることから、国有地の売却を受けるために、売買実例価格を提供したものと考えられる。したがって、このような場合には、行政機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供された情報に該当するとは言えない。また、本件土地の売買から、既に30年が経過しており、その間の経済情勢、地価水準の著しい変動等を考慮すると、現在において公にしないとの合理性があるとは認められない。」

(審査会答申 H14-480「里道等の払い下げに関する文書に関する件」)

◆ 現在における状況も考慮して2号口該当性を否定した例

「諮問庁は、当該情報については「保安上の情報という性格上、公にしないという条件で提供されるものである」と主張している。一般に保安上の情報は犯罪予防の観点から関係当局において非公開の方針がとられるものであり、当該情報を提供した空港ビル会社が、その提供時点においては、公にされないとの認識を有し、諮問庁等もその認識を共有していたとしても、不自然ではないと思われるが、本件の場合には、公にしないとの条件で提供されたものといえるかどうか必ずしも明らかではない。

また、仮にそのような条件で提供されていたと認められる場合でも、公にしないとの条件の合理性の判断に当たっては、その後の事情の変化も考慮する必要がある。

本件の場合、ハイジャックという極めて凶悪な犯罪事件であり、多くの人の生命、財産等を奪いかねないものであることから、事件の事実関係については公にされるべきものであり、実際にも本事件発生後、事件発生に至る経緯は空港ビル会社を含めた関係機関からかなり詳細に公表され、新聞等において大きく報道されている。また、空港ビル会社はハイジャック防止に努めるべき当事者であり、ハイジャック事件が発生した場合には、事件に至る経緯等について関係機関と協力しつつ対外的に説明する責任を有しているものである。このように、当該情報は、既に公にされ、又は公にされるべき情報であることに加え、空港ビル会社自身が説明責任を有している情報であることから、事件発生後においても公にしないとの条件を維持しなければならない理由はないものと認められる。したがって、当該情報については、法5条2号口の不開示情報には該当しないものと認められる。」

(審査会答申 H13-66「羽田空港の保安担当者会議に関する文書に関する件」)

◆ 契約者について任意提供情報に当たらないとして2号口該当性を否定した例

「審査請求人は、本件対象文書は、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであるとして、法5条2号口該当性を主張している。売買契約は、売主、買主双方の合意により締結するものであり、本件契約においても、買主を選定するに当たり、入札という方法はとられているが、当該契約自体は、こ

のようにして定められた買主と売主である国との間の任意の合意によるものであることが認められる。本件においては、このような契約の趣旨に従い、契約書2通を作成し、契約当事者双方がそれぞれ1通を保有することとしていることが認められる。

したがって、本件対象文書は、国が審査請求人に対して公にしないことを条件に任意に提出するよう求めたものとは言えず、法5条2号口の規定する「行政機関の要請を受けて任意に提出されたもの」には該当しないものと認められる。」

(審査会答申 H15-166 「特定土地に関する国有財産売買契約書に関する件」)